

KNC NETWORK NEWS

2015年12月5日 発行

経営一言：本当に大事なものは制度より風土

(株式会社 天産産業・社長 樋口 友夫氏)

ー 所長コメント：食物は種と土壌。建物は材料と基礎。人をつくるのは環境と文化が大切。ー



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

<http://www.kngroup.jp>

気になる記事：JX・東燃ゼネ統合合意、17年メド発足 石油2強に

石油元売りで売上首位のJXホールディングス(HD)と3位の東燃ゼネラル石油が経営統合で大筋合意した。国内需要の縮小が続く中、石油元売りはJX・東燃ゼネ、出光興産・昭和シェルの2強体制に収れんする。14年度の両社の売上高を単純合算すると約14兆3000億円となり、合併を決めた出光興産と昭和シェル(合計7兆6000億円)の2倍近い巨大元売りが誕生する。

源泉徴収票への個人番号の記載について 《税務》

所得税法施行規則等の改正が行われ、従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされました。

これは、個人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報漏えいまたは滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。

今回の改正は、支払を受ける方に交付する源泉徴収票や支払調書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。

なお、支払を受ける方から個人番号等の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただく必要があります。

輸出取引と消費税 《税務》

事業者は、国内で課税取引をすれば消費税を納める義務があります。一方、輸出された商品は外国で消費された商品は外国で消費されるので、輸出取引は免税(消費税免除)です。輸出売上は課税売上ですが、税率0%で計算します。

輸出取引には、①国内からの輸出による資産譲渡や貸付(=典型的な輸出取引)、②国内と国外との間の通信、郵便、③非居住者に対する著作権、営業権といった無体財産権の譲渡や貸付、④非居住者に対する役務の提供があります。

一方、国内資産の運送・保管、国内での飲食、宿泊など、国内で直接そのサービスや役務等を受けるものは輸出取引とはならず、消費税の対象です。また、輸出する物品の製造のための下請加工や、輸出取引をする事業者に対して行う国内での資産譲渡など、輸出取引でないものは輸出免税の適用はありません。

課税売上が税率0%のため、輸出業者は消費税の還付を受けられます。輸出免税を受けるには、その取引が輸出取引に該当するということを証明しなければなりません。輸出許可書や税関長の証明書、帳簿、書類での証明が求められます。

労使紛争の根源は？ 《経営》

平成26年度個別労働紛争解決制度の施行状況を見ると、総合労働相談は7年連続の100万件超となり、「いじめ・嫌がらせ」が3年連続のトップとなっています。安定的に紛争が起きていることとなりますが、この問題の根源は企業による勘違いがあるのかもしれない。

厚生労働省では、労使間の意思疎通の手段、運用状況等について労使双方の意識調査を行っています。最新の労使コミュニケーション調査によりますと、労使関係を「安定的」と意識する企業が86.9%であるのに対し、「良好」と回答した従業員は55.1%にとどまりました。「不安定」と回答した企業は1.6%ですが、「悪い」と回答した従業員は11.3%となっています。明らかに労使間に認識の違いがうかがえる結果となりました。

実際の労使紛争の現場でも、企業側は楽観的に捉えがちな傾向があります。「この程度は受忍範囲」という認識は、従業員からすると「到底看過し得ない」ことが多いのも現実です。認識違いの積み重ねと、従業員側の権利意識の高まりが相まって労使紛争に発展します。あらゆる業務において必要なことは、自らの行いを常に疑問視し、客観的に捉えて改善につなげていくことでしょう。恣意的な楽観視はトラブルにつながることを理解しておきたいものです。

ミニ保険(少額短期保険)とは 《税務》

いわゆるミニ保険は、小規模短期保険業者が取り扱う保険で、一般の生命保険より保険料が安く、保険期間が1年(損害保険は2年)であることが特徴です。

小規模短期保険業者と生命保険会社の違いは、保険業法において、定義されております。

小規模短期保険業者は、保険業法第2条第18項で定義されており、内閣総理大臣の登録を必要とします。

ミニ保険について、

・所得税法上は、生命保険料控除の適用を受けられるのは、生命保険会社との生命保険契約に係るものとなっておりますので、控除は受けられません。

・相続税法上は、死亡保障のミニ保険の契約者(被相続人)が死亡したことで相続人が支払いを受けた保険金は、みなし相続財産に該当します。

他の保険金との合計額が非課税枠を超えると、相続税の課税対象となります。